

事 務 連 絡

平成30年9月7日

各事業所管理者 様

みよし広域連合介護保険センター所長

(公 印 省 略)

平成30年度総合事業における単価等の見直しについて

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、総合事業における単価改正については、厚生労働省から通知（介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について（平成30年2月9日事務連絡））が発出され、平成30年10月1日に単価改正が行われますが、最終的な単価の見直しやサービスコード等の詳細については、今後、みよし広域連合のホームページで周知していく予定であります。

平成30年10月サービス提供分以降については、国が定める単価を上限に構成市町（三好市・東みよし町）が決定することとなりますが、**通所型・訪問型従前相当サービスについては、**国の地域支援事業実施要綱に定める単位数を使用することとしているため、平成30年10月サービス提供分以降も、国が改定した単価と同額になる予定であります。

各事業所におかれましては、御了知の上、適正なサービスの提供に努めていただけますようお願い申し上げます。

みよし広域連合介護保険センター

地域支援係：担当 中浦

TEL 0883-76-0030

FAX 0883-76-0033